

●香川県告示第429号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県統計調査の実施について、同条例第3条の規定により告示する。

平成24年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

平成24年度香川県若年性認知症事業所調査

(2) 目的

県内の事業所の若年性認知症に関する認知度及び若年性認知症患者への対応状況を明らかにすることにより、課題の把握や、今後必要とされる施策等について検討する資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

県内の従業員50人以上の事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の属性（業種、所在地及び従業員数）

イ 事業所の若年性認知症に関する認知度及び若年性認知症患者への対応状況

(2) 基準となる期間

平成21年8月1日から平成24年8月31日まで

4 報告を求める者

(1) 数

約1,500事業所

(2) 選定の方法

県内の事業所のうち、従業員50人以上の事業所1,500箇所を無作為抽出する。

5 報告を求めるために用いる方法

調査委託会社（株式会社サーベイリサーチセンター）が郵送により調査票を配布し、県が調査票を回収する。

6 報告を求める期間

平成24年9月14日から同月28日まで